

令和 8 年第 4 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 4 月 3 0 日（木）午後 2 時 0 0 分

場 所 市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（3 8 名）

出席農業委員（1 7 名）

欠席農業委員（2 名）

出席農地利用最適化推進委員（1 4 名）

欠席農地利用最適化推進委員（5 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の意見について
- 4 議案第 4 号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

◎開 会

事務局長 時間前ではございますが、皆さんおそろいですので、これから始めたいと思います。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和8年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が7件、農地法第5条関係が4件、農用地利用集積等促進計画関係が53件、農地中間管理機構特例事業関係が3件、合わせて67件をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和8年4月30日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その1からその7までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る4月25日、委員とともに、譲渡人、また、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いがないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告します。今回の申請について、去る4月26日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る4月26日、委員と代理人の行政書士に立ち会っていただき、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りを行い、申請内容に間違いのないことです。所有地は、譲受人が借りて作っている水田なので、周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る4月26日、委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人は、行政書士に一任していますとのことで、電話をかけ確認をいたしました。立会いには、時間の都合上、来られないとのことで、申請内容について聞き取りを行いました。間違いのないことです。現地調査は譲受人が出てきて立ち会っていただきまして、間違いのないことです。現地は譲渡人の畑の一部を譲り受けるもので、今回の申請による農地周辺の影響は何も問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

会長 ただいま地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5、その6は関連がありますので一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、4月26日に委員と譲渡人、譲受人の代理人、ほか行政書士と5人で現地を調査したところ、申請内容に間違いがありませんでした。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題がないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その5、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、4月28日、委員と現地にて調査を行いました。また、譲渡人の息子さんと、あと譲受人とは現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いなどはないとのことでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

私からお願いというか、お話ししたいことがあります。

その5、その6については規模拡大、交換分合で規模を拡大と書いてありますが、これを交換分合という形に取りたいと思うんですが、事務局どうでしょうか。

事務局長 分かりました。

会 長 これからはそのようにしてください。

事務局長 内容を精査して、その形に合うような形で記載したいと思います。

会 長 皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和8年4月30日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第5条その1について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、7ページをご覧ください。

農地法第5条その1、一時転用事業について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては農振農用地となります。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る4月27日、当地区委員と設定人2名、被設定人の現場担当者立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないということです。今回の申請による周辺農地に及ぼす影響はないと思います。皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る4月25日、委員とともに、譲渡人については、所在地が県外で、こちらまで立会いに来るのが難しいということで電話で確認をいたしまして、書類上に問題がないということです。譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いがないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る4月27日、委員と現地調査を行いました。譲渡人1名にお会いし、譲渡人2名には電話で確認いたしました。譲受人には仕事でお会いできませんでしたので、申請代理人の行政書士に立ち会っていただきました。申請内容について確認しま

した。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺には農地はなく、住宅街なので、特に問題がないと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、22ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る4月23日に委員と譲渡人2名、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、申請内容に間違いないということで、今回の申請について、周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議いたします。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案朗読させます。

事 務 局 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので審議するものとする。

令和8年4月30日提出。会長大戸文治。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、まとめて報告いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第4号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について。

農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて、福島県農地中間管理機構に要請することを審議するものとする。

令和8年4月30日提出。会長大戸文治。

会 長 ただいまの説明についてご意見等ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案されました議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

(発言する者なし)

会 長 なければ、事務局から……

事務局長 それでは、事務局よりご連絡申し上げます。

まず初めに、親睦会の令和7年度会計監査報告を委員からお願いしたいと思います。

委 員 それでは、監査報告いたします。

令和7年度白河市農業委員会親睦会会計収支決算について、4月23日に関係帳簿及び証拠書類等を監査した結果、適正に執行されていることを認め、ここに報告いたします。監査。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

お手元に結果のご報告があるかと思いますが、ご覧いただきたいと思います。

次に、農政課及び農林整備課より、令和8年度の主要事業についての資料提供がありましたので、お手元に配付しております。白河市における農政農林事業の主要政策ですので、後ほど目を通していただくようお願いいたします。また、質問等がございましたら事務局までご連絡いただくか、あるいは、また直接担当課にお尋ねしていただいても大丈夫です。よろしくお願いします。

次に、総会前に親睦会役員会を開きました。その協議の結果についてご報告をします。

まず、11月に福島県下農業委員会大会が毎年開催されております。今年も白河市農業委員会として参加する方向となりました。詳細につきましては、福島県農業会議より通知があり次第、皆様にお知らせしたいと思いますので、まだ先ですけれども、多くの方のご参加をお待ちしております。

クールビズの案内なのですが、5月1日から10月30日まで、これを白河市ではクールビズ期間、軽装取組実施期間と定めております。農業委員会も同じく市の期間に合わせて、次回5月の総会よりクールビズ対応でいきたいと思います。また総会の開催通知の中でもお知らせしていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、東北農政局職員の現地訪問ということも協議いたしました。これは、東北農政局の職員が各市町村を訪問して、実際に現場の声を聞いて情報収集するということを行っているそうです。令和8年度につきましては白河市に受入れをお願いしたいということを農政課に依頼があったそうです。5月の総会に参加をして意見交換をしたいということだそうなので、親睦会役員会の中で、なかなかこういう機会がないので、ぜひ来ていただいて意見交換をするということになりました。その意見交換の内容なのですが、農地集約化、これの現場で困っていることとか、課題についていろいろ聞いていきたいと。農政、農業全般、何でも自由に意見交換をしたいということになっているそうなので、ぜひ皆様、またとない機会ですので、こんなこと、なかなか国の人と話すという機会はそうそうないので、日頃思っている農業に関する疑問、何でも結構です。いろいろためておいていただいて、そのときに質問していただければと思います。

あと、最後になりますけれども、次回の総会、5月29日金曜日午後2時、同じくここ正庁で開催いたします。

事務局からは以上です。

会 長 先ほどありましたように、東北農政局からの総会後の話合いです。一人でも多くの
方が自分の意見、何でも結構ですからお話しできるように考えてきてください。話が進めば
どんどん進むと思うんですけども、最初の１、２名の方の話が進むと、話もどんどん進む
のかなと思っているので、その辺よろしくお願いします。

◎閉 会

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

会 長 なければ、これをもちまして令和８年第４回白河市農業委員会総会を閉会いたしま
す。

どうもありがとうございました。

(午後 ２時 ５２分)
